



お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

## 児童手当制度を ご存知ですか？

### ●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に  
入所されている場合、このお  
さまのご両親は児童手当を受け  
ることが出来ません(施設設置  
者が受給者となります)。

### ●支給月

原則として、毎年度の6月、10  
月、2月にそれぞれの前月分ま  
での手当を支給します。

### ●支給額

区分	所得制限以下 の場合 (月額)	所得制限 を超える場合 (月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数(第〇子)は、18歳到達後の最初の3月31日  
までの間にある児童の中で数えます

### ●届出が必要なとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくはは公務員でなくなった
- ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

## 通話録音機の貸し出しについて

悪質な電話勧誘や振り込め詐欺に対し、警告メッセージと録音機能により、消費者被害の未然防止につなげる「通話録音機」を貸し出します。

### ・使用方法

固定電話に接続すると、電話の発信者に対して「この電話は犯罪防止のため、会話の内容が録音されます。」などの警告を発し、録音を行います。

### ・対象者

一人暮らしで65歳以上の方  
機器を設置出来る固定電話をお持ちの方

### ・申込期間

平成31年1月7日(月)～25日(金)

※台数に限りがあります。また、1世帯に1台の貸し出しです。

【お問い合わせ】  
社会福祉協議会(☎63・2751)

## 人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

1月21日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。  
相談は無料で、秘密は固く守

られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会  
会長・副会長、民生児童委員、  
人権擁護委員、行政相談委員  
の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



# 病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

## ■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

## ■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童  
(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、この保育サービスの利用が可能だと医師が認めた児童
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

## ■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

## ■病児・病後児保育所

御坊市湯川町財部728-4  
特定・特別医療法人 黎明会 北出病院  
「病児保育室ひまわり」

**利用時間** 平日の午前8時～午後6時  
(延長保育は、原則行いません)

**休業日** 土、日曜日、祝祭日と年末年始  
(12月29日～1月3日)

■予約時間：午前8時～午後6時  
■☎ 24・0144

## ■定員：6名

少人数制ですので、お預かりできる児童数に限りががあります。事前(前日)にご予約ください。

## ■ご利用料金

- (1)前年度市町村民税の課税世帯  
(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
  - (2)前年度市町村民税の非課税世帯  
(1日 1,000円 / 半日 500円)
  - (3)生活保護世帯(全額免除)
- ※半日とは、5時間以内の保育です。

## ■ご利用の手順

### お子さまが発熱など



### かかりつけ医を受診



- ・入院加療の必要はなく、病児・病後児保育所での保育サービスが可能だと医師が診断。
- ・「医師連絡票」記載してもらい、医師より受け取る。

病児・病後児  
保育所へ予約

・「医師連絡票」を受け取ると同時に、保育室へ病状を告げて予約(前日)してください。

### 病児・病後児保育所

北出病院「病児保育室ひまわり」

予約時間：午前8時～午後6時  
☎24・0144



### 受け入れOKが出る



※(予約後のキャンセルは、速やかに保育室に連絡してください)

病児・病後児  
保育所に入所

### 【当日お持ちいただく物】

- ①医師連絡票 ②利用申請書 ③同意書
- ④かかりつけ医より処方されたお薬
- ⑤子ども医療費受給資格証 ⑥健康保険証
- ⑦母子手帳 ⑧印鑑
- ⑨着替え、タオル、パジャマなど
- ⑩粉ミルク、哺乳瓶 ⑪紙おむつ
- ⑫昼食・おやつ など

※昼食・おやつは、お持ちください(原則)。

ただし、ご用意できない場合は、入所時にお申し出ください。実費(前払い)にてご用意いたします。

[昼食…1食205円、おやつ…1回100円]



保育

- ・病児保育中、病状が悪化し必要があれば、保護者へ連絡しご了解いただいたうえで、保険診療を受けていただきます。その際の費用は、別途必要となります。
- ・なお緊急時は、事後承諾になることもあります。



### お迎え

- ・必ず午後6時までに迎えに来てください。
- ・利用当日分のお支払いをお願いします。

お問い合わせ/住民福祉課(☎63・3800)